南 甘 漁 業 協 同 組 合 遊 漁 規 則 (共第6号第五種共同漁業権)

(目的)

第一条 この規則は、南甘漁業協同組合(以下「組合」という。)が免許を受けた共第6号第五種共同漁業権に係る漁場(以下「漁場」という。)の区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動物(アユ、マス(ヤマメ、イワナを含む。以下同じ。)、ウグイ、ウナギ、カジカ)の採捕(以下「遊漁」という。) についての制限に関し必要な事項を定めるものとする。

(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

- 第二条 漁場の区域内において遊漁をしようとする者は、予め、組合に申請してその承認を受けなければならない。ただし、未就学の幼児及び小学生が行う遊漁についてはこの限りでない。
- 2 前項の規定による申請は、期間1日の遊漁の場合は口頭で、その他の場合は遊漁対象水産動物、漁具、漁法、遊漁区域、遊漁期間を記載した遊漁承認申請書を提出して、しなければならない。
- 3 組合は、第一項の規定による申請があったときは、期間1日の遊漁の場合には第十二条に規定する場合を除き、期間1年の遊漁の場合には当該遊漁の承認により当該水産動物の保護培養もしくは組合員もしくは他の遊漁者(第一項の承認を受けた者をいう。以下同じ。)の行う水産動物の採捕に著しい支障があると認められる場合又は第十二条に規定する場合を除き、第一項の承認をするものとする。
- 4 第一項の承認を受けたものは、直ちに、第七条第一項あるいは同条第二項の遊漁料 を同条第三項の方法により組合に納付しなければならない。

(遊漁期間)

第三条 次の表の左欄に掲げる水産動物を対象とする遊漁は、それぞれ右欄に掲げる期間内でなければならない。

水 産 動 物	期	間
ア ユ	組合が定める日時から10	月31日まで
ヤ マ メ (サクラマスのうち降 海しないで淡水域に留 まるものに限る。以下 同じ。)	3月1日から9月20日ま	C
サクラマス (降海した後にさく河 したものに限る。以下 同じ。)	3月1日から9月20日ま	C
イワナ	3月1日から9月20日ま	で

マ ス (ヤマメ、サクラマス、 イワナを除く。以下 同じ)	1月1日から12月31日まで
ウ グ イ	1月1日から12月31日まで。 ただし、産卵中のものは除く。
ウ ナ ギ	5月1日から9月30日まで
カジカ	4月1日から1月31日まで。 ただし、産卵中のものは除く。

2 前項の組合が定める日時は、組合の掲示場に掲示するほか組合広報に掲載して公表するものとする。

(漁具、漁法の制限)

第四条 遊漁に用いる漁具漁法は、徒手採捕及び次の表の左欄に掲げるものとし、その 規模はそれぞれ右欄に掲げる範囲でなければならない。

漁具・漁法		規	模
手	釣	1 人につき 1 本	
竿	釣	1 人につき 2 本	
P	す	1 人につき 1 本	

2 前項の規定にかかわらず、次の表のア欄に掲げる漁具漁法はイ欄の水産動物をウ欄 の区域においてエ欄の期間中遊漁をしてはならない。

ア漁具漁法	イ水産動物	ウ 区 域	工期間
毛 針 釣 (フライ釣 を除く)	全魚種	神流川本流	4月11日から 第三条一項の組合が 定める日時まで
投 網 引 拼 ド ブ 釣	全 魚 種	神流川本支流	1月1日から 12月31日まで
en 4-	人名钰	神流川本流	2月1日から組合が 定める日時まで
やす	全魚種	神流川各支流	1月1日から 12月31日まで

- 3 前各項の制限の他、組合は漁具漁法、区域、期間を定め遊漁を制限することがある。
- 4 第二項の組合が定める日及び前項の制限は、組合の掲示場に掲示するほか組合広報に掲載して公表するものとする。

(禁止区域等)

第五条 前条の規定にかかわらす、次の表の左欄に掲げる区域においては、それぞれ右 欄の期間中遊漁をしてはならない。

区 域	期間
神流町大字柏木赤土橋から下流の神流川	9月15日から10月31日まで
神流町大字柏木柏木ダム堰堤から柏木橋までの神流川	9月21日から2月末日まで
神流町大字生利飯島川の全域 ただし、県立万場高等学校水産コースの 学習のために教材地として利用する場合を 除く。	1月1日から12月31日まで

(全長の制限)

第六条 次の表の左欄に掲げる水産動物は、それぞれ右欄に掲げる全長のものを採捕してはならない。

水産動物	全 長
アコ	10cm 以下
ヤマメ	15cm 以下
サクラマス	15cm 以下
イワナ	15cm 以下
マス	15cm 以下
ウ グ イ	8cm 以下
ウ ナ ギ	30cm 以下

(採捕尾数の制限)

第六条の2 次の表の左欄に掲げる魚種は右欄に掲げる尾数を超えて採捕してはならない。

魚種	採捕尾数制限
ヤマメ サクラマス イワナ	1日20尾(左欄の数を合算したもの)

(遊漁料の額及び納付の方法)

第七条 遊漁をする場合の遊漁料について、別表の遊漁証取扱所において納付するとき は次の表のとおりとし、第三項ただし書きに規定する方法により納付するときは次の 表の遊漁料に全魚種は1,000円を、アユを除く魚種は500円を加算した額とする。

遊漁対象水産動物	漁具・漁法	期間	遊漁料
A A 秳	徒 手 採 捕 手釣・竿釣	1 日	2,500円
全魚種	子到・手到やす	1 年	10,500円
アユを除く魚種	徒手採捕	1 日	1,500円
ノーを除く無性	手 釣	1 年	6,000円

2 次の表の左欄に掲げる者の遊漁料は前項の規定にかかわらず次の表の相当欄のとおりとする。

遊漁者の種類	遊漁対象水産動物	漁具漁法	期間	遊漁料
中学生	全魚種	徒手採捕 手 釣 竿 釣	1 年	300円

3 遊漁料の納付は、別表の遊漁証取扱所においてしなければならない。ただし、期間 1日の遊漁の場合は、当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。

(特設釣り場)

第八条 組合は通年次の区域を特設釣り場として定め、ニジマスの濃密放流を行うものとする。

Σ	域	
船子川上流ダムから、	川平堰堤及び東沢堰堤までの間の船子川	

2 前項の期間及び区域での遊漁は、前条各項にかかわらず次の表において納付するものとする。

遊漁者の種類	遊漁対象水産物	漁具・漁法	期間	遊漁料
中学生				2,000円
小 学 生	ニジマス	竿 釣 り	1 日	1,500円
上記以外の者				3,500円
女 性				上記金額より 500円を減じた額

(遊漁承認証に関する事項)

- 第九条 組合は第二条第一項の承認をしたときは、組合が定める遊漁承認証(以下「遊漁証」という。)を遊漁者に交付するものとする。
- 2 遊漁証は他人に貸与してはならない。

(遊漁に際し守るべき事項)

- 第十条 遊漁者は、遊漁をする場合には、遊漁証を携帯し、漁場監視員の要求があった ときは、これを提示しなければならない。
- 2 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。
- 3 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、他の者の迷惑となる行為を してはならない。
- 4 遊漁者は、漁場の底を撹はんしてはならない。

(漁場監視員)

- 第十一条 漁場監視員は、この規則の励行に関して必要な指示を行うことがある。
- 2 漁場監視員は、組合が定める漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であること を表示する腕章をつけるものとする。

(違反者に対する措置)

- 第十二条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちにその者に遊漁の中止を 命じ、又は以後のその者の遊漁を拒絶することがある。この場合、遊漁者が既に納付 した遊漁料の払い戻しはしないものとする。
- 平成25年9月1日群馬県知事認可 群馬県指令蚕園第201-3号

◆◆◆注意事項◆◆◆

遊漁者がこの遊漁規則に違反し、漁場監視員の指導に従わない場合は、漁業法第143条に規定する漁業権侵害事例として警察に通報し、取締り協力を求める ものとする。

◆◆◆注意事項◆◆◆

別 表 遊漁証取扱所

NO	名称	所	在	地	電話番号
1	新井克彦	多野郡神流町	大字柏木 5 8		0274(57)3477
2	飯塚酉二	多野郡神流町	大字麻生32		0274(57)3455
3	岡本博記	多野郡神流町	大字生利15	5 3	0274(57)3360
4	田本紘一郎	多野郡神流町	大字生利36	6	0274(57)3405
5	天野 賢	多野郡神流町	大字万場 2		0274(57)2620
6	新井知久	多野郡神流町	大字万場54		0274(57)2538
7	斎藤千秋	多野郡神流町	大字塩沢37	2	0274(57)3132
8	小柏裕雅	多野郡神流町	大字黒田40		0274(57)2168
9	黒澤美喜雄	多野郡神流町	大字船子15	5 1	0274(57)3835
10	新井雄二	多野郡神流町	大字小平82		0274(57)2823
11	茂木 均	多野郡神流町	大字小平41	4	0274 (57) 3724
12	田村好啓	多野郡神流町	大字相原3		0274(57)3664
13	黒澤一弘	多野郡神流町	大字青梨85	1 - 1	0274 (57) 3626
14	桜井利幸	多野郡神流町	大字魚尾14	3 9	0274(58)2103
15	小林康信	多野郡神流町	大字魚尾53	8	0274(58)2913
16	黒澤仁市	多野郡神流町	大字魚尾51	2	0274 (58) 2156
17	桜井良久	多野郡神流町	大字魚尾42	4	0274 (58) 2822
18	野村吉三	多野郡神流町	大字神ケ原 5	4 1 - 1	0274 (58) 2324
19	小林敬三	多野郡神流町	大字神ヶ原3	6	0274 (58) 2920
20	高橋林一	多野郡神流町	大字尾附44	- 1	0274(58)2095
21	田村 一	多野郡神流町	大字平原11	0 9	0274(58)2362
22	新井英弥	多野郡神流町	大字柏木76	- 1	0274(57)3469
23	黒田堅一	多野郡神流町	大字柏木85		0274(57)3478

NO	名称	所	在	地	電話番号
24	福島義明	多野郡神流田	丁大字黒田69-	3	0274 (57) 2774
25	高橋清	多野郡神流田	丁大字神ヶ原36	4 - 1	0274(58)2621
26	セブンイレブン 鬼石三杉町店	藤岡市鬼石(3 4 - 4		0274(52)6707
27	つりピット!	高崎市江木町	丁 1 4 9 9 — 1		027 (384) 3390
28	有限会社ゆうわ	藤岡市藤岡	7 4 0 - 1		0274(23)3993
29	サンビーム高崎店	高崎市飯塚町	丁206-6		0273 (64) 3332
30	(株) 上州屋高崎店	高崎市貝沢町	万1319-1		0273 (64) 0675
31	(有) アライ商会	高崎市上中原	居町280-5		027 (323) 8227